平成２４年（フ）第１４７号
新潟県新発田市竹俣万代67番地
債務者　山﨑佐千栄
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部
平成２４年（フ）第１５３号
新潟県新発田市黒岩57番地４
債務者　村田　義夫
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部
平成２５年（フ）第２号
新潟県村上市坪根231番地　あっとほーむおのＣ館102号、住民票上の住所新潟県村上市赤沢276番地12
債務者　小池　　豊
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部
平成２４年（フ）第２０４号
静岡県富士宮市杉田15番地の１、住民票上の住所静岡県富士宮市北町18番17号
債務者　瀧　　誠五
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２５年（フ）第２号
和歌山県西牟婁郡白浜町1726番地の22
債務者　小松美枝子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
和歌山地方裁判所田辺支部
平成２４年（フ）第１６７８号
埼玉県上尾市浅間台４丁目14番地14　レピュートかもがわ203
債務者　石川　　実
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第１８２２号
埼玉県戸田市上戸田３丁目21番16号　レオネクストメーシア公園台Ⅱ201号室
債務者　中山　常昌
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第１８７０号
さいたま市緑区東浦和３丁目30番地13　サンテ東浦和102号
債務者　圍　　和夫
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第１８７６号
さいたま市大宮区北袋町２丁目160番地１光マンション202号室
債務者　菊池　和枝
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第５５１号
愛知県碧南市尾城町４丁目13番地１　カーサ尾城101、前住所愛知県刈谷市井ケ谷町井田38番地２　クリエイトコスモ21Ｂ棟202
債務者　加藤　　明
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２４年（フ）第２８７号
岡山県倉敷市中庄2230―８ニューボーン603号室、住民票上の住所岡山県倉敷市徳芳345番地
債務者　平松　一敏
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２４年（フ）第３２１号
岡山県倉敷市沖344番地１　沖コーポラスＡ―102号室
債務者　重松　純子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２４年（フ）第５０４号
鹿児島県鹿児島市新照院町２番12―906号
債務者　領木さとみ
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２４年（フ）第５０５号
鹿児島県鹿児島市樋之口町５番15―505号
債務者　山村奈菜絵
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２４年（フ）第５４７号
沖縄県糸満市字潮平607番地の２　しあわせ荘208号
債務者　山城　奈美
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２４年（フ）第９２号
北海道北見市西三輪１丁目642番地29
債務者　玉井　芳江（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係
平成２４年（フ）第１４５７号
埼玉県川口市大字差間218番地　グランシャリオ壱番館102号
債務者　菊地　健人
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係